

海津市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、海津市議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月23日

海津市長 横 川 真 澄

- 1 期 日 令和6年9月3日
- 2 場 所 海津市役所西館 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	古 川 理 沙 君	2 番	片 野 治 樹 君
3 番	北 村 富 男 君	4 番	小 粥 努 君
5 番	里 雄 淳 意 君	6 番	伊 藤 誠 君
7 番	二ノ宮 一 貴 君	8 番	伊 藤 久 恵 君
9 番	浅 井 まゆみ 君	10番	松 岡 唯 史 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	橋 本 武 夫 君		

不応招議員（なし）

令和 6 年 海 津 市 議 会 第 3 回 定 例 会

◎議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 3 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第12号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第51号 令和 6 年度海津市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 9 議案第52号 令和 6 年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第10 議案第53号 令和 6 年度海津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第11 議案第54号 令和 6 年度海津市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第12 議案第55号 令和 6 年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第13 議案第56号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第58号 市道路線の変更について
- 日程第16 議案第59号 令和 5 年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第17 認定第 1 号 令和 5 年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第18 認定第 2 号 令和 5 年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第 3 号 令和 5 年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第 4 号 令和 5 年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第 5 号 令和 5 年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第 6 号 令和 5 年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第23 認定第 7 号 令和 5 年度海津市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第 8 号 令和 5 年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第25 認定第 9 号 令和 5 年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第26 発議第 6 号 海津市議会広報の発行に関する条例を廃止する条例について

日程第27 発議第7号 海津市議会広報広聴委員会条例について

日程第28 発議第8号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第29 発議第9号 海津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示について

日程第30 発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書について

追加日程第1 議長の常任委員辞任の件

◎出席議員（15名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	伊藤誠君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	橋本武夫君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	近藤三喜夫君
総務企画部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君	市民生活部長	奥村孝司君
健康福祉部長	近藤康成君	産業経済部長	安立文浩君

産業経済部参事 未来創生マネージャー	古澤久爾君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
都市建設部長	伊藤隆八君	会計管理者 兼会計課長	水谷守宏君
教育委員会事務局長	後藤政樹君	消防本部消防長	平野正久君
総務企画部 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務企画部 財政課長	小粥政人君
総務企画部 企画課長	山崎賢二君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	米山一雄	議会事務局 議会総務課長兼 議事総務係長	水谷理恵
議会事務局 議会総務課主任	片野征臣		

◎開会宣告

○議長（橋本武夫君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、令和6年海津市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において14番 水谷武博議員、1番 古川理沙議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（橋本武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から9月20日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間とすることに決定しました。

◎報告第10号 専決処分の報告についてから認定第9号 令和5年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（橋本武夫君） 続きまして、日程第3、報告第10号から日程第25、認定第9号までの23議案を一括議題とします。

市長より報告並びに提案説明を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

本日、令和6年海津市議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

先月8日、南海トラフ巨大地震への注意を促す南海トラフ地震臨時情報が、令和元年の運用開始以来、初めて発表されたところでございます。発表後には、市に対しまして、多くの市民から避難に関する問合せがあったほか、量販店におきまして飲料水や備蓄食料が一時的

薄になるなど、市民の皆様におかれましては不安な日々をお過ごしになられたことと存じます。臨時情報の発表に伴う巨大地震への特別な注意の呼びかけは終了となりましたが、南海トラフ地震が今後30年以内に70%から80%の高い確率で発生するとの想定に変わりはありません。

本市といたしましては、来たるべきときに備え、ソフト・ハードの両面におきまして防災・減災対策のさらなる強化を図ってまいり所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様におかれましても、引き続き災害への備えを怠ることなく、日常の活動を継続していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、今定例会に提出いたしました議案等につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

まず、報告案件3件につきまして御説明申し上げます。

報告第10号及び報告第11号の専決処分の報告につきましては、令和6年5月28日に海津町西小島地内において、路面の陥没により、走行中の相手方車両の車輪を破損させた事故に係る和解及び損害賠償額について、令和6年6月27日付で専決処分により決定いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第12号の令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告するものであります。

続きまして、人事案件2件について御説明申し上げます。

諮問第3号及び諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、令和6年12月31日に任期満了となります、伊藤善夫氏、伊藤優子氏を引き続き委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

続きまして、予算案件5件について御説明申し上げます。

議案第51号の令和6年度海津市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出でそれぞれ3億4,839万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ182億5,889万7,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた簡易トイレ、携帯トイレの購入費7,128万3,000円、市の公式ファンクラブの設立に係る事業費89万円、こども未来館の開館に伴う看板設置費及び駐車場整備費等1,438万8,000円、歴史民俗資料館のリニューアルオープンに向けたウエルカムアート制作費等143万円などを追加するとともに、羽根谷だんだん公園キャンプ場整備事業費3,806万9,000円を増額いたしました。

歳入の主なものといたしまして、国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,922万円、県支出金で重層的支援体制整備事業交付金397万4,000円、繰入金で後期高齢者医療特別会計繰入金2,289万9,000円、一般財源として繰越金2億740万8,000円などを追加いたしました。

地方債の補正では、海津図書館整備事業の限度額を730万円から3,770万円に変更いたしました。

議案第52号の令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）につきましては、道の駅月見の里南濃の足湯ろ過装置の修繕費等172万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9,522万6,000円とするものでございます。

議案第53号の令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和5年度事業費等の確定に伴う交付金等の償還金3,143万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ40億5,458万8,000円とするものでございます。

議案第54号の令和6年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年度事業費の確定に伴う負担金等の償還金1,979万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億8,579万5,000円とするものでございます。

議案第55号の令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年度事業費の確定に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金を一般会計へ繰り出す繰入金2,289万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億3,969万9,000円とするものでございます。

続きまして、条例案件2件について御説明申し上げます。

議案第56号の海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当法施行令の改正に伴い、引用する項番号に関する所要の改正を行うため、関係条例を改正するものであります。

議案第57号の海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法の改正により被保険者証が廃止されることに伴い、関係規定を見直すほか、所要の改正を行うため関係条例を改正するものであります。

続きまして、その他案件2件について御説明申し上げます。

議案第58号の市道路線の変更につきましては、市道路線の起点または終点の変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第59号の令和5年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定につきましては、令和5年度海津市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるとともに、同決算について同

法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

続きまして、決算認定案件9件について御説明申し上げます。

認定第1号の令和5年度海津市一般会計決算、認定第2号の令和5年度海津市クレール平田運営特別会計決算、認定第3号の令和5年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、認定第4号の令和5年度海津市国民健康保険特別会計決算、認定第5号の令和5年度海津市介護保険特別会計決算、認定第6号の令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、認定第7号の令和5年度海津市下水道事業会計決算、認定第8号の令和5年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、認定第9号の令和5年度海津市羽沢財産区会計決算につきましては、地方自治法第233条第3項または地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

以上、提出いたしました議案等につきまして概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

なお、報告第10号 専決処分の報告について及び報告第11号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項に基づく報告、報告第12号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく報告ですので、質疑、討論、採決は行いません。

◎発議第6号 海津市議会広報の発行に関する条例を廃止する条例について

○議長（橋本武夫君） 次に、日程第26、発議第6号 海津市議会広報の発行に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

5番 里雄淳意議員。

〔5番 里雄淳意君 登壇〕

○5番（里雄淳意君） 発議第6号、令和6年9月3日、海津市議会議長 橋本武夫様、提出者、海津市議会議員 里雄淳意、賛成者、海津市議会議員 北村富男、海津市議会議員 古川理沙。

海津市議会広報の発行に関する条例を廃止する条例について。

上記の議案を、下記のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由、海津市議会広報広聴委員会条例の制定に伴い廃止するもの。以上です。

○議長（橋本武夫君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りします。発議第6号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号 海津市議会広報の発行に
関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◎発議第7号 海津市議会広報広聴委員会条例について

○議長（橋本武夫君） 続きまして、日程第27、発議第7号 海津市議会広報広聴委員会条例
についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

5番 里雄淳意議員。

〔5番 里雄淳意君 登壇〕

○5番（里雄淳意君） 発議第7号、令和6年9月3日、海津市議会議長 橋本武夫様、提出
者、海津市議会議員 里雄淳意、賛成者、海津市議会議員 北村富男、海津市議会議員 古
川理沙。

海津市議会広報広聴委員会条例について。

上記の議案を、下記のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由、市民が参加しやすい開かれた議会運営を実現する上で、重要となる広報広聴の
より効果的な取組について協議・調整するため、条例を制定するもの。以上です。

○議長（橋本武夫君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りします。発議第7号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号 海津市議会広報広聴委員会条例については、原案のとおり可決されました。

◎発議第8号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本武夫君） 続きまして、日程第28、発議第8号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

5番 里雄淳意議員。

〔5番 里雄淳意君 登壇〕

○5番（里雄淳意君） 発議第8号、令和6年9月3日、海津市議会議長 橋本武夫様、提出者、海津市議会議員 里雄淳意、賛成者、海津市議会議員 北村富男、海津市議会議員 古川理沙。

海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、下記のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由、議長が全体の公平性を確保するため、常任委員会の辞任が可能となるよう条例を一部改正するもの。以上です。

○議長（橋本武夫君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りします。発議第8号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎発議第9号 海津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示について

○議長（橋本武夫君） 続きまして、日程第29、発議第9号 海津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

5番 里雄淳意議員。

〔5番 里雄淳意君 登壇〕

○5番（里雄淳意君） 発議第9号、令和6年9月3日、海津市議会議長 橋本武夫様、提出者、海津市議会議員 里雄淳意、賛成者、海津市議会議員 北村富男、海津市議会議員 古川理沙。

海津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示について。

上記の議案を、下記及び別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由、国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の一本化の方針に基づき、現行の健康保険証の発行は令和6年12月2日をもって終了することに伴い所要の改正を行うもの。以上です。

○議長（橋本武夫君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、まず原案に反対者の発言を許可します。

8 番 伊藤久恵議員。

〔8 番 伊藤久恵君 登壇〕

○8 番（伊藤久恵君） 令和 6 年 8 月 29 日、海津市議会議長様。

発議第 9 号 海津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示について、反対いたします。

反対理由として、国から出されたマイナンバーカードと健康保険証の一本化の方針に基づき、現行の健康保険証の発行は令和 6 年 12 月 2 日をもって終了とするということに反対だからです。

市民の方からも、いきなりの紙の保険証の廃止ではなく、現行の紙の保険証と併用できるようにしてほしいといった声が寄せられています。私は、住民の側からすると、税金を支払い、国や地方公共団体に行政としての仕事をしてもらった結果、より不便な社会になるというのは容認できるものではありません。まして、マイナンバーカードの利用は任意であったはずなのに、カードを持たなければ不利益を被るというのは甚だ不公平であり、不道德であると感じます。

また、政府のいつものごり押しとも言えるやり方で、マイナ保険証の利用率を 11 月末までに 50% に上げようと目標の目安まで設定されていることも判明しました。地方自治体にノルマを課すような政府の要請に対し、私自身強い憤りを覚えます。そして、地方自治体に負担を押しつける一方、住民に対してはばらまきで御機嫌を取る、このような政策を強引に進める国政に対して、私は強い不快感を感じます。

中日新聞 7 月 26 日の社説には、マイナ保険証の導入に伴い、設備投資の負担増で閉院する医療機関が増えている。地域医療機関の消滅は、医療のデジタル化が掲げる保健医療の向上と矛盾する。政府は強引なデジタル化の方針を見直すべきだとあります。地域のかかりつけ医が廃業すれば、そのしわ寄せは住民が被る。マイナ保険証の利用率は、6 月時点で 9.9% にとどまり 1 割にも満たない。政府は、薬剤師約 1 万人をデジタル推進委員に任命し、10 月からはマイナ保険証の利用率に応じて診療報酬点数を上乗せする、こういった普及策が強引過ぎるのではないかと。医療のデジタル化は手段にすぎず、地域医療が弱体化しては本末転倒だ。現行保険証の 12 月廃止の方針を撤回し、マイナ保険証との併存を認めるよう重ねて求めると述べられていました。

本来、お金をばらまいて利用率を上げなくても、本当に便利で安全なものであり、患者と医療機関の双方にとって経済的にも合理性のあるものであれば、自然と社会に受け入れられ

利用も広がっていくものではありませんか。そもそも任意であるはずのものを、ばらまきでマイナンバーカードの取得率を上げようとするやり方、従来の保険証を廃止し、カードを持たざるを得ないと考えられる状況をつくるやり方、マイナ保険証を持たない者に不利益を与えてまで利用率を上げようとするやり方は正しいと思えません。

マイナ保険証及びマイナンバーカードは、法律上は一切義務化されておられません。義務化されると誤解されるような規程の改正には断固反対いたします。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

10番 松岡唯史議員。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、討論をさせていただきます。

発議第9号 海津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示について、反対。

私は同条例施行規程の一部改正に反対をいたします。理由は、現行の健康保険証の廃止に伴うものであるからです。マイナ保険証をめぐるのは、医療現場でマイナ保険証による患者の本人確認ができないトラブルや、別人にひもづけるなどの重大なトラブルも続出しております。また、日本におけるマイナ保険証の利用率は7月単月で11.1%、国民の9割が利用しておりません。さらに、中央社会保障推進協議会によりますと、現行の保険証の存続等を求める地方議会での意見書採択は、少なくとも35都道府県の178自治体に7月10日時点で広がっているとのことであります。

こうした状況の中で、日本共産党は健康保険証廃止ありきをやめ、現行の健康保険証を存続させるべきとの立場であることから、現行の健康保険証の廃止を前提といたしました本発議につきまして反対をするものであります。

○議長（橋本武夫君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本武夫君） 着座願います。

議員総数14名、起立11名、起立多数です。よって、発議第9号 海津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書について

○議長（橋本武夫君） 続きまして、日程第30、発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

5 番 里雄淳意議員。

〔5 番 里雄淳意君 登壇〕

○5 番（里雄淳意君） 発議第10号、令和6年9月3日、海津市議会議長 橋本武夫様、提出者、海津市議会議員 里雄淳意、賛成者、海津市議会議員 北村富男、海津市議会議員 古川理沙。

学校給食費の無償化を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由、急速に進展する少子化対策として、子育て家庭の経済的負担を軽減し、自治体の財政力による格差が生じないよう学校給食費無償化の早期実現を強く求めるもの。以上です。

○議長（橋本武夫君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、まず原案に反対者の発言を許可します。

8 番 伊藤久恵議員。

〔8 番 伊藤久恵君 登壇〕

○8 番（伊藤久恵君） 議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

海津市議会議長様。提出者、海津市市議会議員 伊藤久恵。

発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書に対する反対討論であります。

理由といたしまして、学校給食費の無償化についての意見書によりますと、近年、国際情勢等を背景とした物価高騰が長期化し市民生活が逼迫するとありますが、物価高騰による圧迫も確かにありますが、本当に市民生活を圧迫しているのは税や社会保険料の負担率の上昇

であると考えます。

政府がばらまき政策をずっと続けてきた結果、税負担率が上昇しています。今では収入の半分で暮らさなくてはならない状況ですが、これは政府の責任ではないでしょうか。よって、国民負担率を下げるほうが少子化対策ではないでしょうか。これはまさに本末転倒ではないかと考えます。

さて、学校給食法に給食費の保護者負担が定められているのは、我が国は共産主義国ではないということを意味するからです。子どもは国の宝ではありますが、国家のものではありません。子は親が育てるのは基本原則であり、法律の精神に反して、それを無償化している自治体にこそ問題があるのではないのでしょうか。ただし、困窮家庭に支援を行うことを否定するものではありません。

私は無償化にすること自体に反対であります。それは、ただほど高いものはないからです。

例えば、私たちシニアが育ったころ、家庭もそれほど裕福ではありませんでした。両親が汗水流して働き、学校にも行かせてくれました。一生懸命育ててくれました。そんな両親の姿にいつも敬愛の念を抱いておりました。ありがたい、大きくなったら両親に恩返しをして幸せにしようと思いました。そういう気持ち、心を育むのはとても大切なことだと思うのです。そういう気持ちをなくしてからでは、取り戻すことは大変困難なことであると思うのです。

ただは楽だし、ありがたいと思うかもしれない。しかし、それ以上に人を敬ったり感謝の心を失うのならば、その代償は高くつきます。つまり、ただほど高いものはないということでもあります。労せずしてお金をもらえるとすることは、人を墮落させる要因ともなり得ます。勤勉、努力を教えている教育の中で、墮落の道を示す政策が取られようとしている。もっと深く思惟すべきではないかと思います。

さきにも述べたように、ばらまきから財政支出を増やし続けた結果、成長率が落ち込み、少子化が想定よりも速いスピードで進んできた事実を無視してはならないと考えます。大きな政府路線で国は衰退します。かつてのイギリスが、ゆりかごから墓場までの政策で国が衰退したように、日本も政府は考え方を誤り政策に失敗したのではないのでしょうか。子育て支援に様々な補助金や給付金を出し続けた結果、大人になった子どもたちは衰退した日本を捨てて海外に流出してしまった、そんな未来にはしたくないと思います。何のための子育て支援か分からなくなります。

このような観点から、私は学校給食費の無償化を求める意見書に反対いたします。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

10番 松岡唯史議員。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、討論をさせていただきます。

発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書について、賛成。

私はこの意見書提出に賛成をいたします。

意見書で述べられていますように、物価高騰の長期化によって市民生活が逼迫する中で、学校給食費を補助する自治体が全国的に増加する一方、財政力の差によって補助できる自治体、そしてできない自治体といった自治体間格差が生じておりまして、そのような格差が生じないようにするのはまさに国の責務であると言えます。

さらに付け加えるとすれば、学校給食法におきまして食育の推進をうたっておりますので、学校給食は教育の一環として実施されているものである一方、憲法第26条におきまして、義務教育はこれを無償とすると定めていますことから、食育のための教材である学校給食の食料費につきましても、教科書と同様に国が無償化すべきであると私は考えます。

以上の理由から、私はこの意見書提出に賛成をいたします。

なお、先ほど伊藤久恵議員による反対討論におきまして、学校給食法に給食費の保護者負担が定められているのは我が国が共産主義国ではないから、子どもは国の宝ではあるが国家のものではないとの発言があり、あたかも給食費を無償化するのは共産主義国家である。共産主義国家では子どもは国のものになると主張をされました。

しかし、ヨーロッパではフィンランドやスウェーデンが給食費無償化を実施しております。また、アジアでは隣国の韓国におきまして給食費無償化がより進んでおり、さらにアメリカでも給食費無償化が現在、州単位で広がってきております。このように、資本主義国でも給食費無償化が実施されており、給食費無償化は共産主義、あるいは共産主義国のものというのは全くの事実無根であると言わざるを得ません。

そもそも、先ほど述べましたが、日本国憲法の中で義務教育の無償性がうたわれておりますし、学校給食は生存権や成長発達権に付随する食の権利と深く関係しているとも言われます。その保障状態に自治体間格差が生じている現在、格差是正のためにと国へ無償化を求めるのは当然でありまして、住民の苦難と向き合い解決していくことが議員の任務であると言えます。

また、日本共産党は日本国憲法を遵守し、さらに豊かにしていく立場で子どもも含めた全ての人々の基本的人権が全面的に保障され、人間性が開花する未来社会を目指しております。したがって、住民が抱えている課題解決に対して、伊藤久恵議員が描かれる共産主義国なるものを基に議論されるのはいかなるものかと考えます。

以上、伊藤久恵議員の発言に対する反論を述べさせていただきまして、賛成討論を終わります。

○議長（橋本武夫君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本武夫君） 着座願います。

議員総数14名、起立11名、起立多数です。よって、発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

（午前9時43分）

○副議長（二ノ宮一貴君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時43分）

○副議長（二ノ宮一貴君） ただいま橋本武夫議長から、議会運営の中立性・公平性確保の理由により、総務産業建設常任委員辞任願の提出がありました。

この件については、地方自治法第117条の規定により議長は除斥となりますので、副議長の私が議長の職務を執らせていただきます。皆様の御協力をお願いいたします。

お諮りします。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（二ノ宮一貴君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたします。

◎議長の常任委員の辞任の件

○副議長（二ノ宮一貴君） 追加日程第1、議長の常任委員辞任の件を議題とします。

それでは、追加日程を配付いたします。

〔追加日程の配付〕

○副議長（二ノ宮一貴君） お諮りします。橋本武夫議長の常任委員辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（二ノ宮一貴君） 異議なしと認めます。よって、橋本武夫議長の常任委員辞任を許

可することに決定いたしました。

橋本武夫議長の入場を求めます。

〔議長 橋本武夫君 入場〕

○副議長（二ノ宮一貴君） 橋本武夫議長に申し上げます。

橋本武夫議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしましたので、御報告いたします。

〔挙手する者あり〕

○副議長（二ノ宮一貴君） 橋本武夫議員。

〔議長 橋本武夫君 登壇〕

○議長（橋本武夫君） 議員の皆様方には、私議長の常任委員会委員の辞任をお認めいただき感謝申し上げます。

さきの議長選挙の際にお約束したように、議会の代表として、中立・公平な立場で職務を行い、民主的な議会運営に努めてまいりたいと思っております。今後も、透明性と信頼性を確保し市民に開かれた議会を目指していきますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（二ノ宮一貴君） それでは、橋本武夫議長と交代いたします。皆様の御協力、ありがとうございました。

〔副議長 議長席を退席・議長 議長席に着席〕

◎散会の宣告

○議長（橋本武夫君） では、本日はこれをもちまして散会といたします。

次回は、明日 9 月 4 日午前 9 時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

（午前 9 時 4 8 分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年12月9日

議 長 橋 本 武 夫

副 議 長 二ノ宮 一 貴

署 名 議 員 水 谷 武 博

署 名 議 員 古 川 理 沙